

1. 議事日程第1号

(平成21年第11回大口町議会臨時会)

平成21年11月27日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 所信表明
日程第5 議案第79号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)まで(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	教 育 長	長 屋 孝 成
地域協働部長	大 森 滋	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建設部長 兼都市整備課長	近 藤 定 昭	総務部長 兼政策推進課長	近 藤 則 義

生涯教育部長	三 輪 恒 久	生涯教育部参事 兼生涯学習課長	松 浦 文 雄
会計管理者	星 野 健 一	地域振興課長	平 岡 寿 弘
福祉こども課長	馬 場 輝 彦	学校教育課長	近 藤 孝 文

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 島 幹 久	議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 幹 広
--------	---------	------------------	---------

開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成21年第11回大口町議会臨時会を開会いたします。

宇野議員より遅刻の届けが出ておりますので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番 酒井久和議員、1番 吉田正議員を指名いたします。

会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の9月分及び10月分の報告、並びに平成21年度財政援助団体監査の結果についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

所信表明

議長（齊木一三君） 日程第4、所信表明を行います。

町長の発言を許します。

森町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、町長就任後初めてとなる議会、平成21年第11回大口町議会臨時会におきまして、町政への所信を申し述べる機会をおつくりいただき、まずもって齊木議長さんを初め議員の皆様方に深く感謝申し上げます。

私は、去る11月1日の大口町長選挙におきまして、町民の皆様方から町政を負託していただくこととなりました。これもひとえに選挙に全く無知であった私を導いてくださいました御地元有志、議員並びに諸先輩、さらには私の知り得ぬところで御支持いただいた数多くの皆様方の御尽力のたまものと重ねて感謝申し上げます。

さて、昭和45年の奉職以来、先人から受け継いだ愛する大口を、より豊かで明るく住みよいまちとして次世代へ引き継ぎたいという私の願いも、40年にわたって行政経験を積んできた場も変わってはおりませんが、私に課せられた職責は、大変短い時間の経過の中で大きな変化を遂げました。

そこで、町長としての職責を全うする私の決意等を所信として申し述べ、今後4年間の町政の方針とさせていただきます。

第1には、第6次総合計画の理念、「自主自立・参画と参加のまちづくり」を具体化することとあります。

私は、歴代の首長さんの取り組みが今の大口町をつくり上げてきたと感じており、そのお取り組みに敬意を表するものであります。その時代ごとに求められる施策は変化してきたでしょうし、恐らく順調なときよりは苦難のときの方が多かったであろうと推測をいたします。しかし、これまで町民の皆さんが町政に大きな不安を抱くことなく暮らせたのは、時の首長さんが、町の将来を思い描き、熱い思いで大きくハンドルを切る決断をされ、さらに議会を初め住民の皆さんの協力をいただいたことで、その時代、先の時代に対応できるまちづくりを進めてこられたあかしだと思っております。今、地方分権という言葉、取り組みはごく普通の時代となりましたが、今から10年前、地方分権の試金石としてスタートした介護保険制度がそれまでの高齢者福祉を大きく変化させ、福祉の新しい仕組みが全国で始まったわけであります。このとき、大口町は自主自立、住民の参画と参加をまちづくり理念として、行政全般にわたって取り組みをスタートさせました。この先見性やその成果は、後になって、総務省やシンクタンクなどから高い評価をいただいた結果からも明らかであります。私は今、その財産を引き継がせていただくことになりました。この後もその理念を共有し、取り組みを進められている議会を初めとする町の皆様方と、視点や手法等について御協議申し上げながら、進めてまいりたいと考えております。

第2には、積極的に権限移譲を推進します。

国が、中央集権から地方分権へと着実に世の中の仕組みを改革しているように、町政においてもまた、役場から地域へ可能な限り権限と財源を移譲することで、このまちをみんなで支える機運を高め、「私達のまちは、私達の手で」という住民自治の推進を図ります。

また、行政内部においても、町長から副町長、職員への権限委譲を図ることで、施策の構築や意思決定の迅速化などによる行政改革の推進、施策参加意識や満足度の向上を目指します。特に、施策の素案段階においては、住民の代表たる議員の皆様方と積極的に意見交換を重ね、よりよい施策づくりを進めてまいります。

なお、権限移譲における責任は町長が負うものであることは十分認識しており、同じ町民の皆さんの手で町議会を負託された議員の皆様方と町全体の利益や町民の豊かな暮らしの継続のための展望について御相談申し上げ、さまざまな場面で決断を重ねてまいります。

第3には、公にかかわる者すべてが常に説明責任と情報公開を意識するように働きかけます。これも選挙戦でのお話になりますが、職員としてかかわり続けた行政施策が私の想定以上に、有権者の皆様方にその内容も情報そのものも伝わっていないことを痛感いたしました。そういった面で、私は選挙という未経験の舞台に足を踏み入れたことで、これまでの取り組みを振り返り、そして反省する機会を与えられたと感じており、人生の大きな節目となりました。そのみずからの経験を、事業費に税金を活用したり、行政の支援のもとで公益事業に携わる方々に次のような言葉で伝えてまいります。

広報やチラシで掲載することで、施策を説明した気になっていないか。定期的に理解度を把握するよう取り組もう。

「なぜ」と聞かれることを苦痛に思っていないか。むしろ、聞かれる前にみずから目的や理由を伝えることは責務なのだと自覚をして、疑問を持たれた方の視点で説明を重ねよう。

常に、その税金の使い方は町全体や納税者の視点から、公平・平等か、将来への礎と成り得るかを考えよう。

町民の皆さんに、現状や将来への課題は正直に伝え、皆でその解決に向けた手法等を協議し、ともに取り組む理解を得る努力を続けよう。

以上、3点が町政に当たって常に意識し続けようと決意していることであります。

なお、マニフェストに掲げさせていただいた分野ごとの施策につきましては、町長就任後早々、職員の皆様方と施策方針や懸案事項の共有、その実現に向けた協議の場を設けたところでもあります。今後、さまざまな形で具体化策や対応しなくてはならない課題等の報告を受けることとなりますが、十分協議の上、可能なものから着手するとともに、毎年その進捗状況を報告し、公開をさせていただきます。

いずれにいたしましても、行政を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、社会全体が大きな変

革を経験することなく将来への明るい兆しをつかむことは難しい時代であります。この難局を乗り切るためには、やはり人の輪とそこから生まれる知恵、そしてその活力を結集することが不可欠であります。町政発展のため、町長の責務を全力で全うしてまいりますので、議会を初めとする町民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。平成21年11月27日、大口町長 森進。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでございました。

議案第79号から議案第87号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） それでは、続きまして日程第5、議案第79号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第79号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について並びに議案第80号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。大口町議会の議員の期末手当及び常勤の特別職の職員の給与に関して、一般職の職員に準じた改定を行うものであります。

次に、議案第81号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてであります。町長の給与を任期中、減額するものであります。

次に、議案第82号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。国家公務員に準じた職員の給与改定のため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第83号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出それぞれ2,937万円を減額し、総額96億4,097万円とするものであります。

次に、議案第84号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ512万8,000円を減額し、総額18億9,299万9,000円とするものであります。

次に、議案第85号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ144万3,000円を減額し、総額8億8,293万1,000円とするものであります。

次に、議案第86号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ400万9,000円を減額し、総額8億2,653万3,000円とするものであります。

次に、議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）で

あります。歳入歳出それぞれ216万4,000円を追加し、総額2,453万5,000円とするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをします。

議長（齊木一三君） 総務部長、説明願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） おはようございます。

議長さんより御指名をいただきましたので、議案第79号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）まで、順次その内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案第79号、第80号及び第82号についての3議案の条例の一部改正については、本年8月11日、人事院が国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与の改定を勧告し、それを受けて同月25日、人事院勧告どおり改定を行うとともに、特別職の国家公務員の給与についても、おおむね一般職の職員の改定の趣旨に沿って取り扱うものとして閣議決定されたことによるものであります。

3議案の条例の一部改正は、国家公務員の給与改定に準じた内容となっています。給与改定の内容につきましては、給料月額については給料表の引き下げ改定を行うとともに、自宅に係る住居手当の廃止、期末手当及び勤勉手当については、年間で議会議員が0.25月分、常勤の特別職が同じく0.25月分、一般職員が0.35月分、再任用職員が0.15月分を引き下げる勧告がなされ、これを受けた改正であります。

それでは、議案第79号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。第1条、大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年大口村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

今回の一部改正は、大口町議会の議員の期末手当に関して、一般職の職員に準じた給与改定を実施するものであります。新旧対照表の上の表であります。第6条第2項中、12月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の175」から0.1月減の「100分の165」に改正するものであ

ります。参考資料として、議案第82号の27ページの一番最後になります。平成21年給与等改正の概要（参考資料）の（3）期末手当・勤勉手当の支給割合の改正の表がありますので、あわせてごらんください。

続いて、条例の一部を改正する条例の第2条の改正であります。

先ほどの2ページの新旧対照表の下の表をごらんください。

この改正は、平成21年6月の期末手当の支給時においては、特例措置により、5月の臨時議会で条例等の一部改正の附則で定めましたが、今回、本則で減じた月数を定めるものであります。第6条第2項中、6月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の160」から0.15月減の「100分の145」に改正するものであります。

1ページへお戻りください。

附則、この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

以上で、議案第79号 大口市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第80号 大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。第1条、大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正の内容については、議案第79号の改正理由と同じであります。第4条第2項中、12月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の175」から0.1月減の「100分の165」に改正するものであります。

続いて第2条、同条例の一部を次のように改正する。第4条第2項中、6月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の160」から0.15月減の「100分の145」に改正するものであります。2ページは新旧対照表であります。御参照ください。

附則、この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

以上で、議案第80号 大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第81号 大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例。現行、町長の給料月額については、大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例で規定されており、月額91万9,000円を、去る11月1日に執行されました大口町長選挙において示されたマニフェストにより30%カットする公約の履行で、64万3,300円に減額するものです。

附則第1項、この条例は平成21年12月1日から施行する。第2項、この条例は平成25年10月31日限り、その効力を失う。

以上で、議案第81号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第82号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。第1条、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、11ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

第1条の一部改正は、自宅に係る住居手当の廃止、期末手当・勤勉手当の支給割合の改正、民間との給与較差率と同程度の平均0.2%の引き下げによる給料表の改正であります。なお、27ページには平成21年給与等改正の概要（参考資料）を添付しましたので、あわせてごらんください。

住居手当について規定をしております第14条第1項第2号及び同条第2項第2号を削り、自宅に係る住居手当2,500円を廃止するものであります。期末手当について規定しております第20条第2項中、「100分の160」を「100分の150」に改め、再任用職員の期末手当について規定しております同条第3項中、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。勤勉手当について規定しております第21条第2項第1号中、「100分の75」を「100分の70」に改める。同条例第4条、給料表の種類及び適用範囲並びに第7条、再任用職員の給料月額について規定している別表第1及び別表第2を次のように改める。以下、別表第1及び別表第2を2ページから7ページまで掲載いたしておりますので、御参照ください。なお、13ページから24ページまでが行政職給料表（一）及び行政職給料表（二）のそれぞれの新旧の表となっております。

それでは、8ページをお開きください。

第2条、大口町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、25ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。

期末手当の一般職員6月支給を規定しております第20条第2項中、「100分の140」を「100分の125」に改め、再任用職員の6月と12月支給を規定しております同条第3項中、「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。勤勉手当の再任用職員の6月と12月支給を規定しております第21条第2項第2号中、「、6月に支給する場合には」及び「、12月に支給する場合には100分の40」を削り、6月、12月ともに「100分の35」に改正するものであります。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。第3条、大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、26ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

26ページをお開きください。

この改正は、平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、給料月額について改定が行われることを踏まえ、給料の切りかえに伴う経過措置額（平成18年の給与構造改革に伴う給料表の改定により現給保障された給料月額）の算定基礎となる額についても、改定時において引き下げの改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げることとしたためであります。

附則第7項中、「給料月額に」を「給料月額（大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年大口町条例第 号）の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に改める。

前のページに戻っていただきたいと思います。

附則（施行期日）第1項、この条例は平成21年12月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）第2項、平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の大口町職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読みかえて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）第16条の規定により読みかえて適用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで、もしくは第6項または公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整

額」という。)に相当する額を減じた額とする。9ページに入ります。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

1号、平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(大口町職員の給与に関する条例第25条に規定する職員を除く。以下同じ。)以外の者または職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して町長の定めるものを除く。))にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二つ以上あるときは、当該日のうち町長の定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の町長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して町長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額。

給料表、職務の級、号給。行政職給料表(一)、1級、1号給から56号給まで。2級、1号給から24号給まで。3級、1号給から8号給まで。行政職給料表(二)、1級、1号給から68号給まで。2級、1号給から32号給まで。

2号、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して町長の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額。

本年の給与改定は、給与水準を引き下げる内容の改定であります。行政職給料表(一)の場合、1級から3級までのうち、若年層の給料月額については引き下げを行わないこととしたことから、これらの者については較差相当分について調整は行いません。このため、本年の調整は全職員に係る民間給与との比較に基づいて算出された較差率0.22%にかえて、引き下げ改定が行われる給料月額を受ける職員(減額改定対象職員)によって行政職給料表(一)適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる調整率によって行うことが適当であるとされました。

具体的な調整方法としては、引き下げ改定が行われる給料月額を受ける職員(減額改定対象職員)について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、本年4月から11月までの月数である8ヵ月を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額を合算した額を減額するものであります。

第3項に入ります。お手元資料の9ページになります。

第3項、平成21年4月1日から同年12月1日までの間において、町長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で、任用の事情を考慮して町長の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び町長の定める者との権衡を考慮して町長の定める額」とする。

(委任)第4項、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

以上で、議案第82号 大口市職員の給与に関する条例等の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第83号 平成21年度大口市一般会計補正予算(第6号)について、その内容の説明をさせていただきます。

4ページ、第2表 繰越明許費をお開きください。

第2表 繰越明許費。

款10.項2.明日の学校づくり施設整備事業、6,051万円。本日の臨時議会に南小学校建設工事実施設計委託料を計上いたしておりますが、許認可事業の関係等もあり、早急に設計を組む必要があるため、設計委託料6,051万円の繰り越しをお願いするものであります。

それでは、事項別明細書8ページ、9ページをお願いします。

歳入、款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目1.民生費国庫補助金、補正額として2,937万円の減額であります。子育て応援特別手当(21年度版)事業として、9月議会に計上いたしましたが、国の予算が執行停止されたため、全額を減額するものであります。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出。今回、歳出の補正には職員給与費の補正もお願いしておりますが、これは当初予算と平成21年4月1日、7月1日付などで実施しました人事異動に伴う組み替え、人事院勧告に伴う引き下げの改定等の調整をお願いするものであります。

款1.項1.目1.議会費、補正額として227万1,000円の減額。その内容は、議員給与費として289万2,000円の減額及び職員給与費として62万1,000円の追加であります。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費、補正額として561万2,000円の計上であります。その内容は、職員給与費であります。

12ページ、13ページをお願いします。

目2.政策推進管理費、補正額として290万9,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

目3.職員管理費、補正額として169万1,000円の追加。その内容は、臨時職員等社会保険料

194万5,000円の追加につきましては、当初予算で見込んだ人数が若干増加したことと、保険料率のアップによるためであります。6万9,000円及び18万5,000円の減額は、愛知県町村職員採用候補者統一試験を実施しなかったことによる減であります。

14ページ、15ページをお願いします。

目5.財政調整基金費、補正額として4,900万円の増額であります。財政調整基金積立金を追加するものであります。

目8.住民自治費、補正額として402万2,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

目11.地域振興費、補正額として2,029万7,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

16ページ、17ページをお願いします。

項2.徴税费、目1.税務総務費、補正額として1,088万8,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費、補正額として2,288万5,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

18ページ、19ページをお願いします。

項6.目1.監査委員費、補正額として36万7,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として1,948万8,000円の減額であります。その内容は、職員給与費で1,436万円の減額、国民健康保険特別会計繰出金として512万8,000円の減額であります。

目2.高齢者福祉費、補正額として874万4,000円の減額。その内容は、職員給与費で730万1,000円の減額。

20ページ、21ページをお願いします。

介護保険特別会計繰出金として144万3,000円の減額で、職員給与費等繰出金の減額であります。

目4.福祉医療費、補正額として8万3,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

目5.国民年金費、補正額として18万9,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

22ページ、23ページをお願いします。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費、補正額として408万8,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

目4.保育園費、補正額として689万9,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

目5.子育て応援特別手当費、補正額として2,929万円の減額であります。歳入で説明いたし

ましたが、子育て応援特別手当（21年度版）事業として9月議会に計上いたしました。国の予算が執行停止されたため、全額を減額するものであります。

24ページ、25ページをお願いします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、補正額として271万3,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

目4.環境衛生費、補正額として13万2,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

26ページ、27ページをお願いします。

款6.項1.農業費、目2.農業総務費、補正額として878万4,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

目5.農村環境費、補正額として216万4,000円の追加。その内容は、農業集落家庭排水事業特別会計繰出金であります。

款7.項1.商工費、目1.商工振興費、補正額として1,080万円の追加であります。その内容は、9月補正で緊急保証制度融資保証料と利子補給金を追加しましたが、さらに不足が見込まれるため融資保証料750万円、利子補給金330万円をそれぞれ追加するものであります。

28ページ、29ページをお願いします。

款8.土木費、項1.土木管理費、目1.土木総務費、補正額として991万8,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

項4.都市計画費、目1.都市計画総務費、補正額として15万2,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

目7.下水道費、補正額として400万9,000円の減額。その内容は、公共下水道事業特別会計繰出金であります。

30ページ、31ページをお願いします。

款9.項1.消防費、目3.災害対策費、補正額として22万2,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、補正額として761万2,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

目3.学校施設整備事業基金費、補正額として6,051万円の減額。その内容は、学校施設整備事業基金積立金を取り崩し、南小学校建設工事実施設計委託料へ充てるため減額するものであります。

32ページ、33ページをお願いします。

項2.小学校費、目3.学校建設費、補正額として6,051万円の計上であります。その内容は、南小学校建設工事実施設計を早期に着手する必要があるため、同委託料を計上するものであ

ります。

項4.学校給食費、目1.給食センター費、補正額として22万6,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

項5.社会教育費、目1.社会教育総務費、補正額として1,634万4,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

34ページ、35ページをお願いします。

目3.図書館費、補正額として701万1,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

目4.文化財保護費、補正額として26万9,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

項6.保健体育費、目1.保健体育総務費、補正額として13万8,000円の追加。その内容は、職員給与費であります。

36ページ、37ページをお願いします。

目2.生涯学習施設費、補正額として248万4,000円の追加であります。その内容は、温水プール系統の空調機を修繕するものであります。

以上、一般職における節2.給料の補正総額は2,127万1,000円の減額、節3.職員手当等の補正総額は2,880万9,000円の減額であります。

以上、歳入は2,937万円の減額。歳出、款10.教育費までの補正額の合計は、7,921万9,000円の減額で、差し引きで4,984万9,000円の財源のうち、先ほど説明しました12ページ、13ページの財政調整基金へ4,900万円積み立てるものであります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として84万9,000円は、この残額を追加するものであります。

なお、38ページから43ページには特別職及び一般職の給与費明細書を添付しましたので、よろしくをお願いします。

以上で、議案第83号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第84号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書、6ページ、7ページをお願いします。

歳入、款9.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額として512万8,000円の減額。その内容は、職員給与費等繰入金を減額するものであります。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として512万8,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

なお、10ページから14ページまで、給与費明細書を添付しましたので、よろしくお願いま

す。

以上で、議案第84号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第85号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書、6ページ、7ページをお願いします。

歳入、款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目3.その他一般会計繰入金、補正額として144万3,000円の減額。その内容は、職員給与費等繰入金を減額するものであります。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として144万3,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

なお、10ページから14ページまで、給与費明細書を添付しましたので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第85号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第86号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書、6ページ、7ページをお願いします。

歳入、款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額として400万9,000円の減額。その内容は、一般会計繰入金を減額するものであります。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として400万9,000円の減額。その内容は、職員給与費であります。

なお、10ページから14ページまで、給与費明細書を添付しましたので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第86号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

最後に、議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書、6ページ、7ページをお願いします。

歳入、款3.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額として216万4,000円の増額。その内容は、一般会計繰入金を増額するものであります。

8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として216万4,000円の増額。
その内容は、職員給与費であります。

なお、10ページから14ページまで、給与費明細書を添付しましたので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

以上で、提案理由の説明を終了いたします。議案精読のため10時50分まで休憩といたします。

（午前10時32分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（齊木一三君） これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第79号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第79号の質疑を終了いたします。

議案第80号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第80号の質疑を終了いたします。

議案第81号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。これをもって議案第81号の質疑を終了いたします。

議案第82号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) まず、その給与の引き下げですけれども、12月1日からということ、一応遡及をしなかったという点は、私はまずよかったのかなというふうには思うんですけれども、通常人事院勧告という、4月1日にさかのぼってということがよく出てくるわけですけれども、そういうことでは遡及はしないということですので、そこら辺のところについては考慮していただけたのかなというふうに思いますが、持ち家の人の住居手当、新築5年以内はもらえるんですね。この点については、自治体によってばらばらだというふうには聞いています。人事院勧告でこういう勧告は出てきたけれども、しかしそれぞれの自治体によって、この住居手当を廃止するところと、廃止しないところとばらばらの状態だというふうには聞いていますけれども、この近隣の状況はどうなんでしょうか。

それから今回のこの給与改定について、職員1人当たりの減額というのはどのぐらいの減額になるんですか、金額的に。175人見えるんですか、その175人の平均になるわけですけれども、1人当たりの減額はどのぐらいになるのか。

それから、私が聞いている範囲では、ことしの10月1日から、非常勤職員について忌引休暇、それから病気休暇の制度が新たに設けられることになったというふうには聞いているわけですけれども、その非常勤職員の忌引休暇については、例えばその配偶者や父母の場合ですと連続して7日間とれるわけですね。これは、土日を含んだ場合でいってもそれを含めて連続7日間ということになっています。なおかつ、これは有給であるという、そういうことが人事院の方から示されてきております。病気休暇は、今まで臨時職員さんの場合なかったと思うんですね。要するに、病気になって来られなくなってしまうたら、もう実質的に首というような状態に今まではなっていたんじゃないかなというふうに思います。しかし、今回からは病気休暇についての規定も設けられるようになりまして、週当たりの労働日数等々によって、この病気休暇についての日数も違ってくるとのことだと思っておりますが、そこら辺については、大口町はこの非常勤職員の方についての忌引休暇や病気休暇について、制度を新たに設けられたんでしょうか。

それから、もう一つこの非常勤職員のことについて伺っておきますが、おととしの人事院勧

告によると、非常勤職員の方についても期末手当の支給をしてもよいというような人事院勧告がされているようですが、大口町の非常勤職員の方には、そういうものがいまだに適用されていない。そういう問題が私はあるというふうに聞いているわけですが、その点についてはどうなんでしょうか。今回は、これは削ることばかりの内容なんですけれども、しかし削ることだけではなく、やはり職員の労働条件の改定の部分、特にこの非常勤職員の部分については、いろいろな形で人事院勧告の中にもここ数年盛り込まれていますけれども、そういうものが、実は大口町では放置されている、そういう状態になっているんじゃないでしょうか。

それから、もう一つ指摘させてもらおうと、去年の人事院勧告では1日当たりの労働時間を、要するに15分短縮するという勧告も出ていたというふうに思うんですね。ところが、大口町はその勤務時間の短縮をやってこなかったわけです。これも、何かというと人事院勧告が出ておりますので、これを守らないとだめなんですというような答弁を再三聞くわけですが、しかしその勧告が出ているにもかかわらず、町がやっていないことというのは、よその自治体と比較するといっぱい出てくるんです。今さっき説明したとおりで、おととしの勧告、去年の勧告、それからその人事院勧告とは関係ないけれども、今回非常勤職員の忌引休暇や病気休暇、こういう制度も国はやりなさいよというようなことで設けられてきているわけですが、しかしそれが大口町ではどうなっているんでしょうか。

もし、例えば職員の勤務時間の15分の短縮を1年以上にもわたって、これまでやってこなかったわけですが、だとするならば、国と比べても15分も毎日毎日余分に勤務してきたわけですから、それに対する代償措置を当然町はとるべきじゃないかなというふうに私は思うんです。今回の給与改定とは関係ないと言われれば、それまでかもしれませんけれども、しかし、こういう臨時議会は、今の給与の問題が主要な議会だからこそ、こういう問題も私は取り上げられるものではないかなというふうに思いますので、あえて質問させてもらいますけれども、これまで15分毎日、1年以上にわたって働いてこられた職員の皆さん方に報いるような考えはないんでしょうか、あるんでしょうか。ぜひ、お伺いしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 5点ほど御質問いただきました。

2,500円の適用状況の近隣状況については、後ほど回答させていただきます。

2番目の給与改定に伴います職員1人当たり、ここでいいます補正の議案の83号の39ページの表にもありますが、職員176人となっています。175人の1人当たりの影響額、減額の平均はということで私がちょっと試算してみましたところ、約12万7,000円ほどの影響額ではないかなというふうに試算しました。12万7,000円ほどの減額ではないかなと、これは期末・勤勉手

当も含めてでございますので、御了解をいただきたいというふうに思います。

それから、3番目の4月1日からの非常勤職員の忌引休暇、最大で7日間連続でとれるという御質問。現実に大口町はまだこれを適用しておりませんが、この問題とそれから次の4番目のおとしの非常勤職員に対しての特別給、ボーナスですね、これに対してもまだ出されていないということで、この3番、4番は関連してくるということでございまして、これにつきましては、さきのお話では文教福祉のときにもちょっと御意見をいただいたということで耳に入っているわけですが、この2点につきましては、また一度近隣の状況も見まして、早急に検討してまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それから5番目の人勤、1日8時間労働を15分短縮ということで、7時間45分の労働ということで、早いところでは、ことしの4月1日から施行、適用しておるとい団体もあるわけですので、近隣の市町につきましては、適用が若干おくれておるとい状況もございまして、同じ町の扶桑町につきましては、さきの9月に条例が議決されまして、来年の4月1日から適用というようなことでございます。当町におきましても、今度の12月議会に提案させていただきますまして、扶桑と同じく来年の4月1日から適用してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。これは15分短い時間という形になるわけですが、片や見方を変えますと、住民サービスのある意味低下につながってくる問題でございますので、特に窓口を持っております課におきましては、例えば5時まで仕事をやって、5時半までには何とか間に合って、住民票や印鑑証明を受けられるというものが、受けられなくなってくるという問題も出てまいります。それはそれで延長したり、また残業をしておりますので、対応はできるわけですけど、交付としてはできないわけで、月に2回行っています延長でサービスを行ってるときでしか交付できないという状況もございまして、その辺のサービス低下がもろに住民の方に、町外の利用される方に影響を及ぼす問題でございますので、職員の見方とそれから利用される方の立場というものもございまして、この問題につきましては即15分短縮していくべきかどうかというのは、平常時間は短縮されるわけですけど、窓口についてはどういう扱いにしていくかというのはまだ今結論は出ていないと。今度の経営会議にでも諮って、町としてどうしていくかということを決めてまいりたいというふうに今皆さんにお諮りしたところでございます。そういうふうなことでございますので、この15分短縮につきまして、職員の方がこうむってきた代償に対しては、とりたてて具体的にこういうもので代償をしていくということは考えておらない状況でございますが、この点につきましては、職員の方々の御理解をいただいて、お願いしてまいりたいなというふうには思っておりますのでございます。

ですから、視点につきましては住民サービスの低下を招かないような視点で、1年おくれた

わけですけど、施行してまいりたいなというふうに考えておるところです。以上です。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 給料が減額されることによって、住民サービスが低下するというようなことがあってはならないのは当然のことだと思いますし、勤務時間を短縮するという方向性というのは、それは世界的な流れの中で、それから人事院勧告の中で出てきているというのは、それは人事院が調査する中で、もはや調査する会社の中では8時間労働よりも短くなっている会社というものが現実にはふえていっているという、そういうもののあらわれだろうというふうに思うんですね。

しかし現実には、民間企業等々を見ておりますと、それにプラスアルファ残業を1時間、2時間やっていくというような現実的な長時間労働というのは、引き続き続いている。それが実態だろうというふうに思うんですね。だから、そういう意味では役場の窓口の15分、要するに今5時半ですけれども、これを例えば5時15分までにするということになれば、どういう影響があるのかということですね。当然住民のサービス低下につながるということは目に見えて明らかですよ。しかし、これは去年の人事院勧告で出てきた問題なんです。それを今まで、町の幹部の皆さん方が考えてこなかったということはこれはおかしいんじゃないですか。今議案になっておるのは、ことしの人事院勧告なんですけど、しかし積み残し分がいまだに存在するというのはおかしいんじゃないですか。今までの議会の説明からするとね。地方交付税なんかをもらっておる自治体だと、人事院勧告を完全実施やらないと、交付税の削減に遭うもんだから、頼むで認めてくださいというのが大方の自治体の議会での多分答弁だと思うんですね。だけど、大口町の場合は、そういう交付税をもらっていないもんだから、そういう答弁はできないもんですから、いつも苦しい答弁をしてみえるわけですけども、しかし人事院勧告によって、それにどうしても従わなければならないというふうに思い込んでいるのならば、それならせめてこういうことについても守るということが筋を通すことになるんじゃないですか。都合のいいところだけやって、都合の悪いところはほかっておくというやり方では、私は筋の通った、職員の皆様方に対する待遇ということにはならないというふうに思いますよ。いかがですか。そこら辺の反省というのは全く聞かれなかったんですけども、どうなんでしょうか。だから、代償措置は考えておりませんと言うんですけども、しかしこれは今まで職員の皆さん方にそんなこともお知らせせずに、これまで続けてきたことですから、これは代償措置をせないかんですよ。ほかっておけば、これは官製サービス残業だねこれ。このままほかっておいたら。そういうことになっちゃうじゃないですか。自分たちは人事院勧告でこういうのが出ているということを知っておりながらほかっておいて、ほんで職員の人たちには15分、黙って働かせておく。

これはサービス残業と何も変わらないような状況になるんじゃないですか。だから、これはきちっとそれに対する代償措置を一定講じるべきだというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） この最後の人勧の15分の関係についてのことでございますが、お話といたしましては、やっぱり私どもの仕事というものは、だれのためにしているのかという視点に立つと、職員じゃなくて、住民の方々のサービスの低下をいかように防いでいく、またさらには向上させていくかということが第一の目的でございますので、その視点で、ある意味短縮することについての迷いがあったというのは一部認めるところでございます。ですから、そういう中でこの県内の約60の自治体においても、大方こういう形の適用改正をされてきた中でございますので、大口町の住民の方々の御理解もいただけていくんだろうなということの中で、今回こういう形の中で改正をさせていただくというふうに決断した状況でございます。

職員の皆さんについては、直接耳に入ったわけではないんですが、そういうことを思ってみえる方もあったかもしれませんし、いや15分ぐらいはというようなことで思ってみえる方もあったと思う。それぞれだと思います。そういう形の中で、過去の8ヵ月を振り返って、さかのぼって何かの代償という形のを今後考えていくということは、先ほど言いましたように考えておりません。したがって、視点としましてはこの15分短縮することの住民サービスの低下をいかに防いでいくといえますか、住民の方々の理解を得られる状況に持って行けると、そういう中でしていくということでございますので、来年の4月から施行する中で、周知徹底、いろんな方法をしまして、住民の方々の理解を得られる形でもってまいりたいというふうに考えております。答弁になっていないかもしれませんが、ですから視点は住民サービスという視点というふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって、議案第82号の質疑を終了いたします。

続きますして、議案第83号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第6号）質疑に入ります。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中議員。

2番（田中一成君） 13ページが一番最下段で、負担金で愛知県町村職員採用候補者統一試験減、いわゆる職員採用の試験をやらなかったということですが、当初予算では実施をす

る予定をなぜやらなかったのか、理由を御説明いただきたいと思います。

それから、31ページの上段の方でございますが、災害対策事業の中の管理職員特別勤務手当の追加13万8,000円の計上の理由を御説明いただきたいと思います。

それから37ページ、温水プールの管理事業で、空調機の修理だそうでありますけれども、修繕料追加で248万4,000円計上されておられます。さきの総務建設委員会で、温水プールと総合運動場を指定管理者制度に基づいて外部委託にしたいという御説明もありましたけれども、それにちょっと関連はしますが、温水プール、あるいは総合運動場、これらを外部委託するという事で、ただそれだけの説明でありましたけれども、御承知のように温水プール等外部委託に出して、その管理等が不十分で天井が落ちてきて重傷を負うというような事件があったことを御承知だと思いますけれども、外部委託に出したからその管理が不十分でこうした修繕等ができていなかったとか、あるいは近隣自治体でもあるんですけれども、外部委託に出したから正規の担当職員がほとんどそういう施設に顔を出さずにおるといようなことで、外部委託に出したから全部手が離れたというような認識であると、大変な認識間違いだというふうに私は思うんですけれども、そこら辺については外部委託に出すに当たって、いかように検討しておられるのか、その内容等も、委員会では外部委託に出しますよ、指定管理者制度に4月から移行しますよというだけでありましたので、その内容等についても差し支えがなければちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 田中議員さんより御質問を受けました。

まずは、温水プールの修繕の関係で質問をいただきました。温水プールは御承知のとおり、昭和57年に建設され、これまで27年が経過しているのが現状であります。その空調機の関係でフィルターの老朽化に伴って、現在のロール式のフィルターを板状に交換し、及びチャンパーボックスの中にフィルターがありますけど、それを内張りの老朽化したものをステンレス板をボルト締めして、内張りの交換をさせていただくものであります。現状では、そのフィルター部分がほとんどさびて、朽ちており、現在はもう外してありますので、この時期に修繕の補正を出させていただきました。プールの水がとまる時期に合わせて修理にかかりますので、6日ほど見積もりでかかると聞いておりますので、年末の時期に修繕をしていきたいと考えております。

それと、温水プールと総合運動場、スポーツ施設等ということで、先般の委員会の方で担当部局の方から説明があって、今回お願いしていくものは、集中改革プランの方でお示しを当初させていただいておりました内容に従って、指定管理者制度を22年の4月1日より実施していきたいということで、すべての施設ではありませんけど、とりあえず温水プールと総合運動場

とグラウンド等を入れて、これから選定委員会等を開催し、支障のないようにということで検討していく計画をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、13ページの愛知県の町村職員採用候補者統一試験の減18万5,000円の、なぜ試験をしなかったのかというような質問であったと思います。この減額につきましては、この21年当初予算は1月の下旬か、そのあたりまでに最終決定してあるわけでございます。当初の予算編成を組む段階では、採用試験を行うということで想定をさせていただいて、予算計上をさせていただいたわけでございますが、その後、新年度に入りまして、21年度の採用試験は行わないということに決定されたために、全額減額をさせていただくと。ですから、予算を組んだ時期と決定した時期がずれておったということで、減額させていただくというものでございます。

それから、31ページの13万8,000円。災害対策費の管理職員特別勤務手当追加13万8,000円でございますが、これは当初予算で上げておったわけですが、これがさきの台風で管理職の職員も出勤しまして、そちらの方で支出してしまいました。今後、1回そういう何かの災害が発生した場合に対応できるようにということで計上させていただいたものですので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中議員。

2番（田中一成君） まず、温水プール等の説明がありましたけれども、もう町なかでは温水プールと総合運動場はウィル大口というところに多分指定管理者制度で指定されるんだらうというのが専らのうわさですが、私はウィル大口というのはよくわからないんですが、どれだけ働いている皆さんがおって、その処遇などは一体どうなっているのか、かなり若い人たちがあそこで一生懸命努力しておられるんですが、まともな給料等が払われているような団体なのかどうなのかというのがよくわからないもんですから、多分ウィル大口になるだらうという話ですが、そうですね多分。そういうことだと、そのウィル大口というのがどうもよく実態がわかりませんので、ちょっと説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから、職員採用試験は初めやる予定だったけれども、年度途中でやらないことにしたから減額したということですがけれども、私は保育園の中の実態を今までも御質問してまいりました。クラス担任もパート保育士さんに任せているというような実態でいいのかと、なぜ正規の保育士が退職した分を補充しないのかということも、ここでただしてまいりましたけれども、将来にわたって保育士をそういう形で補充しないということではないというような答弁もいただいているわけですがけれども、今年度は残念ながらその補充がなかったけれども、来年度はそ

という意味でまた正規職員の補充をしてくれるのかと思えば、試験もやらなかったということで、またまたそれは正職の割合を減らしたまま行こうという姿勢は私はどうも納得がいかないわけです。一体全体クラス担任までパート保育士に任せるといような形が正常だと思っておられるんですか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） お答えします。

ウィル大口の件で御質問いただきました。ウィル大口はNPO法人ということで、既に平成十五、六年から外部管理の委託はさせていただいております。その中で、総合運動場も後から管理委託ということで、現状が既に温水プールに関しては全面委託で管理をさせていただいております。その職員の人数ですけど、この間うちもちょっと確認してございましたけど、詳しい資料がちょっと手元にないでいかんですけど、正職、臨職員入れて二十数名になるかと思えます。時間体制が交代制になっておりますので、1人の方がずうっと朝から来ているわけではございませんし、始まりの時間もプールは10時からとなっておりますので、私が見ておる感じでは交代で職員が入っておりますので、二十何名いる職員が毎日同じ時間に来て勤務をしているという内容にはなっておりません。

それと、そのウィル大口の活動内容でございますけど、今の施設管理はしております。それプラス、ウィル独自で、そもそも立ち上げているウィル大口というのがスポーツ振興のための団体でありますので、独自でスキー教室、サッカー教室、何々講座、水泳大会と、独自に住民のニーズに合ったように開催しているのが現状でございます。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 先ほど吉田正議員さんから、2,500円の住居手当の質問で、まだ未回答でございましたので、近隣の状況でございます。この近隣の小牧を入れた4市1町、小牧、犬山、江南、岩倉、それから扶桑、すべて廃止という状況だそうでございます。すみませんでした。

それから、次に採用試験の方の2回目の御質問でございますが、若干答弁漏れがございまして、今年度の採用見送りの原因になった一つとしましては、来年の4月には育休で休んでおりました保育士が3名ほど復帰するということと、それから派遣で出ております職員が今県の方へ1名行っております。それから、あと他の団体へ派遣で行っておる職員もおりまして、これは決定はしていないんですけど、1名帰ってくるのではないかなということで、その辺のこともありまして、今年度は見送ったという状況がありますので、よろしく願いしたいと思えます。

議長（齊木一三君） よろしいですか。他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 住居手当は、その 4 市 2 町の中ではすべて廃止だと言われてはいますが、しかし県内の自治体の中で、例えば一宮なんかでは住居手当を廃止するとはしてないそうです。それは労働組合との話し合いで、それは入れてないというようなことも聞いていますので、多分県内の自治体を調べていただくとわかると思うんですが、住居手当を廃止しているところと、廃止しないところとその差が多分出てくるだろうというふうに思います。

私は、この議案第 83 号について質問しますけれども、職員が今 175 人お見えになるということですが、一番最後の 42 ページのところを見ると、片仮名の E というのがありまして、それは昇給というふうに書いてあるんですが、この中で 175 人中、昇給が 8 号昇給された人が 1 人お見えになるんですね。それで、大方の人は 4 号級、今の号級は以前の号級と違うわけですが、以前の号級の 1 号と今の号級 4 号とは多分大体同じ額になると思うんですが、要するに人よりも 2 倍昇給している人も見えるわけですが、これはどういうことなんでしょうか。

それから、同じページなんですけれども、期末・勤勉手当のところに役職加算というのがあるんですね。これは一定の役職についてみえる方について、期末・勤勉手当に一定の倍率を掛けて役職加算というものがなされていると思うんですね。そうすると、例えば主査、それから課長補佐、課長、それから部長、それぞれの役職によって役職加算というのはたしか違っていたというふうに思うんですね。10% か、5% だったね、一番下が。ちょっと忘れちゃいましたけど、だから今回その期末・勤勉手当の月数の減額はあるんだけれども、しかしこの役職についている人たちについては、今ままでもそうなんですけれども、この役職加算によって、期末・勤勉手当がふやされている実態があるわけですが、この役職加算を計算していくと、実質的にそれぞれ役職について何ヵ月分の期末・勤勉手当になるのか、ちょっとお教えいただきたい。

それから、その前のページの 39 ページですけれども、39 ページの職員手当のうちの時間外勤務手当なんですけど、補正前と比べると 161 万 3,000 円も今回増額になっているわけです。総計すると、補正後は 5,334 万 6,000 円ということで、まあ残業代ですけれども、膨大な金額にまたなりつつありますね。それで、私がここの議会にお邪魔したときには、多分職員の数も 200 人以上おられたというふうに思うわけですが、ここ数年、また何たら財政緊急何たらプランで、どんどん職員の数がまた減っていくわけですが、しかしその一方でこの時間外勤務手当がどんどんふえてきているんじゃないですか、現実には。だから、職員の数を幾ら減らしてもなかなか人件費そのものは私はそれに追いついていないというのが実情じゃないかというふうに思うし、むしろ職員の皆さん方からすれば、職員を減らすんじゃなくて、時間外で

もうたまらんといい職場も多分あるかと思うんですけども、職員をふやすような方向で考えていかないとだめなんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、この時間外勤務手当を減らすために安易に非常勤職員を配置したり何とかして、なるだけ正規の職員をふやさないうようなことをいつもいつも多分勘考してみえるんだらうというふうに思うんですが、私は5,000万円も毎年毎年この時間外勤務手当が出てくるのであれば、これはやっぱり正規職員をきちんとふやさなければいけないんじゃないかというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょう。

議長（齊木一三君） 暫時休憩します。

（午前11時32分）

議長（齊木一三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時34分）

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 3点御質問いただきました。

まず、42ページの工の昇給の号級数別内訳の8号級、1人というのはなぜかということですが、これは育児休業から復職された場合に、給料を調整するためにこういう方が1人該当したというものでございます。

次に、一つ確認をさせていただきたいんですけど、次の2番目の役職加算で部長級ですと2.0、それから一番下の人の級で0.5というようなことで段階的に落ちていくわけですけど、これを特別級にかえた場合に何ヵ月分に該当するかということの意味合いでしょうか。加えてこの分が分子としてどんだけの、何%に該当するかという意味合いですね。これは後ほど。

それから、3点目の時間外勤務手当を、ちょっとここ何年かの総額を今把握していない状況ですので、今集中改革プランで5.3%を目標で掲げて、最高206人からずうっと落としてきておる状況の中で、今先生を除いて191人という状況でございます。そういう中で、それと今の時間外の勤務手当の総額を比較して、その年によって業務のあれもいろいろありますので、一概には人数と金額とはマッチしないというものもあるかと思っておりますので、その点は詳しく中を見てみないとわからない点もあるかと思いますが、それを一度見比べてみまして、また来年退職等もございまして、来年の4月1日時点ではさらに減るという状況の中で、22年度の採用もまた考えていかなあかんという状況がございまして、その辺も勘案しまして職員に過大に時間外の勤務が課されないように考えていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、特定の課にあまり偏らないような配置も考えていか

なければならないなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって、議案第83号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第84号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第84号の質疑を終了いたします。

議案第85号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第85号の質疑を終了いたします。

議案第86号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第86号の質疑を終了いたします。

議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第87号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第79号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第79号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号 大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第80号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号 大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第81号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号 大口市職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第82号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 平成21年度大口市一般会計補正予算（第6号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第83号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第84号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第85号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第85号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。
す。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第86号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第87号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

答弁漏れがあったようですので、許可します。

総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） ちょっと解釈が間違っておるかもしれませんが、違っておった場合は、また後でということ。

役職加算の関係で、職員の場合ですと改定後4.15ヵ月になったわけです、0.35減りまして。それに、部長ですと1.2の加算が入ります。そうすると、4.98となってまいります、4.15に1.2を掛けると4.98と。課長ですと1.15でございますので、それが4.77となってまいります。それから、課長補佐ですと1.1でございますので、それを掛けますと4.57となります。それから、主査・係長級ですと4.15に1.05を掛けますと4.36となる。それから、議員さんと常勤特別職につきましては3.1ヵ月になりましたので、それに役職加算1.45を掛けますと4.495というような状況になってまいります。以上でございます。

閉会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これをもちまして平成21年第11回大口町議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時45分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会議員 酒 井 久 和

大口町議会議員 吉 田 正